

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	学校で保管する情報の保管場所に関する運用規則の改正
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	学校で保管する情報については、学校教育法では、以下のように定められており、「学校において備えなければならない表簿」という規定がASPサービス等を活用した情報管理を阻害する可能性がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>学校教育法施行規則 第二十八条</p> <p>学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 学校に関係のある法令</li> <li>二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌</li> <li>三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表</li> <li>四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿</li> <li>五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿</li> <li>六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録</li> <li>七 往復文書処理簿</li> </ul> <p>(以下省略)</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	学校において備える情報の保管場所について、ASPサービスなどの活用を前提とした運用規則を示すべき。